

小規模漁業を守るクロマグロ漁獲管理を

—家族農林漁業プラットフォームジャパン副代表・二平章—

クロマグロには大西洋、太平洋、インド洋産の3グループがあり、太平洋クロマグロは日本周辺を主な生息場とし、産卵は春から夏に南西諸島から日本海で行われる。3歳以下が未成熟魚で「メジ・ヨコワ」と呼ばれ夏季に日本海や三陸沖を北上し、冬季になると越冬のため日本近海に南下する。満3歳以上になると「本マグロ」と呼ばれ成熟親魚となる。寿命は約20歳で最大で体長3メートル、体重400キログラムにもなる。

2000年代に入り、この太平洋クロマグロが減り始め、親魚資源量は10年には1万2000トンにまで減少した。その後は増加に転じて16年には2万1000トンにまで回復するが、まだ低水準とされている。資源減少の要因については、海洋環境の変動、大中型まき網参入による小型魚や日本海産卵魚の漁獲増によるとの論もあるが定かではない。

◇TAC法に基づく漁獲管理がスタート

クロマグロの保護と利用については、漁獲国の日本、韓国、台湾、米国、メキシコが参加する中西部太平洋マグロ類委員会（WCPFC）において取り決めが行われている。14年12月には「02～04年平均比で小型魚漁獲を50%削減、大型魚漁獲を増加させない」ことを決めた。



これを受けて日本は、国全体の漁獲枠を小型魚4007トン、大型魚4882トンとして、15～17年は漁獲の自粛規制を、18年からは「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（TAC法）に基づく罰則を伴う漁獲数量管理をスタートさせたのである。

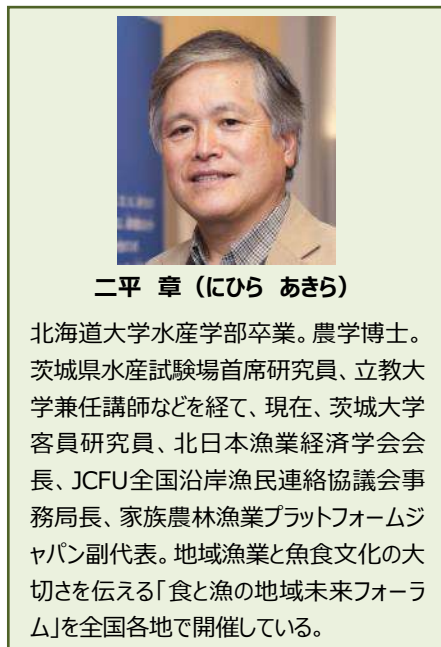
そこで問題となったのが国内における各漁業への漁獲量配分枠である。日本のクロマグロ漁業には、ひき縄釣りやはえ縄、定置網といった沿岸漁業と、水産大企業が参加する大中型まき網漁業がある。クロマグロの国内年間漁獲量は0.9万～4万トンで、その6～7割は大中型まき網漁業が漁獲し、残りを沿岸漁業が分け合っている。マグロを漁獲する漁船数は大中型まき網漁業が48隻なのに対し、沿岸漁業はひき縄漁業だけでも承認数で2万2511隻にのぼる。テレビで紹介される青森県大間のマグロ魚のように小規模漁民はマグロをひき縄で1本1本釣りあげるのに対して、まき網では1網で数十トンから100トン近く一度に漁獲する。

◇小規模漁民に不利な日本の管理措置

国は15年に漁獲規制を開始するにあたり、小規模漁民の特性に配慮することなく、大型漁業にも小規模漁業にも一律50%の削減をかけ、小型魚を大中型まき網に2000トン（49.9%）、沿岸漁業に1901トン（47.4%）漁獲割当した。その後、割当



水産庁データより作成



量を少しずつ変更させ、19年漁期には大型魚は大中型まき網に3155トン（68.3%）、沿岸漁業に1465トン（31.7%）、小型魚は大中型まき網に1464.7トン（41.3%）、沿岸漁業に1997.8トン（58.7%）を割り当てている。

沿岸漁業の枠には、はえ縄や小型まき網漁業、定置網漁業分も含まれるので、2万隻を超える小規模つり漁業者への配分量はさらに少なくなる。年間収入をクロマグロに依存している青森県や長崎県では、つり漁業者への漁獲枠が年間数本だけとなる地区も出ている。

広く海区を動き回り漁獲するまき網に対し、沿岸漁業では地先に来遊したマグロしか漁獲できないことから漁獲枠が配分されても漁獲できる保証はない。18年漁期の漁獲実績割合は、大型魚ではまき網が77.8%、沿岸漁業が22.2%であった。18年の大型魚の漁獲枠消化率は大中型まき網が99%で、沿岸漁業はわずか48%である。19年も同様な結果となるのは確実だ。これでは小規模漁業者は生活が成り立たない。

日本の沿岸漁民も国際的な漁獲規制に反対はしていない。全国の小規模漁業者たちは、沿岸漁船の0.2%しかいない大規模な企業まき網に大幅な漁獲枠を与え、結果的に沿岸漁船一隻には生活できない程度の漁獲枠しか配分せず、漁獲実績も上げられない国の管理方式を問題として、小規模漁民たちは改善を求めて声を上げている。

◇小規模漁業に配慮した欧州の漁獲管理

国連食糧農業機関（FAO）の「責任ある漁業のための行動規範」（1995年）や中西部太平洋マグロ委員会（WCPFC）条約（2004年）、国連の「持続可能な発展目標（SDGs）」（15年）では、漁獲管理を行うにあたっては小規模漁業者の利益を考慮すべきと明記している。欧州連合（EU）諸国は大西洋クロマグロの漁獲規制で30キログラム以下の小型魚の全面禁漁措置を実施したが、小規模漁民に配慮して東部大西洋のひき縄漁業や地中海の小規模漁業に対しては8キログラム以上の漁獲を許可した。その結果、大量に漁獲していたまき網の漁獲量は91%の削減となり、沿岸漁業では57%の削減にとどまる結果となった。大西洋クロマグロはこの漁獲規制が功を奏して今では資源回復に成功している。

◇安心して小規模漁業が営めるマグロの管理を

マグロがいつ地先の海に現れるかなど誰も予想することはできない。地先の海に回遊してくる魚を取る沿岸漁業では、思いもかけずに大漁の年もあれば、不漁となる年もある。昔から大漁の年にお金をためて不漁の年は堪え忍ぶのが沿岸漁民である。国が勝手に機械的な漁獲枠を決めてしまえば、沿岸漁民は大漁年には魚を取ることができず、不漁の年には漁獲枠など絵に描いたモチになる。結局、生活が困窮するのは沿岸漁民である。漁協も水揚げが落ちて経営難になる。漁獲枠を決めた国の役人や政府の審議会委員、研究者は誰も責任はとらない。今、日本周辺のクロマグロ資源は増加に転じている。資源にやさしいひき縄やはえ縄漁業などに対しては、漁獲実績が上がり、安心して地域漁業が営めるよう配慮した管理方式がぜひとも必要である。

日本の漁業経営体は、養殖漁業者を含め94%は小規模な沿岸家族漁業である。この漁業を守ることなしには、日本の漁業の発展はない。世界でも小規模農漁業は経営体の9割を占め、世界の食料生産の8割を担っている。国連はこのことを重視して、19年から10年間を「家族農業（漁業）の10年」とする総会決議をし、加盟各国に家族農業・小規模漁業を守る政策立案を呼び掛けた。提案国に加わった日本政府も国連の呼び掛けを真剣にとらえ、小規模漁業や地域漁業を持続的産業とするための施策づくりに向け大きくかじを切ることを期待したい。



全国沿岸クロマグロ漁民共同行動＝18年6月、農水省前（筆者撮影）